

発行 鹿児島市建設局都市計画部  
吉野区画整理課  
TEL(吉野第二地区係)099(244)4931  
(吉野地区係)099(244)2114

# 区画整理だより

## 吉野第二地区 第9号



# 吉野第二地区が本格的にスタートします!



マグマシティ PRキャラクター 火山の妖精 マグニョン 「マルニョン」



### 令和5年度の事業概要

皆様方におかれましては、日頃より吉野第二地区土地区画整理事業へのご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。令和5年度は、3月に行った仮換地(案)の供覧の後、皆さまからいただく「意見書」を基に仮換地(案)の修正を行ってまいります。

また、工事の計画にあわせて街区毎に、仮換地(案)についての個別協議を行ってまいります。

仮換地(案)に関する「意見書」については、裏面に詳しく記載しておりますので、「」参照ください。

今後とも引き続き、吉野第二地区土地区画整理事業へのご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

### 組織形態が変わりました

令和5年度の組織整備により、令和5年4月から吉野区画整理課の係が左記のとおり再編されました。



今年度から吉野第二地区に関するお問い合わせは吉野第二地区係にご連絡くださいますようお願い申し上げます。

吉野第二地区係(099-244-4931)



マグマシティ PRキャラクター 火山の妖精 マグニョン 「リキニョン」

## 仮換地（案）の供覧を実施しました

仮換地（案）の供覧につきましては、令和5年3月6日（月）から4月2日（日）までの4週間実施いたしました。

供覧期間中は、長時間お待ちいただくこともございましたが、ご協力いただきありがとうございました。

なお、期間中に仮換地（案）を供覧できなかった方には、随時供覧資料を送付してまいります。

また、説明を希望される方は、供覧期間後も個別に対応いたします。

ただし、仮換地（案）に関する内容につきましては、供覧の際と同様に土地所有者ご本人、若しくは委任状をお持ちの方でないご説明できませんのでよろしくお願いたします。

## 意見書について

今回供覧いただいた仮換地（案）に関して、ご意見がある方は、下の「意見書」のご提出をお願いしております。

「意見書」をご提出される場合は、令和5年6月30日（金）までにお願いたします。

皆さまのご意見は、可能な限り配慮いたしますが、内容によっては反映できない場合もございます。

個別協議を進める中で、その内容について確認させていただきながら仮換地（案）の修正を検討してまいります。

## 共有代表者及び相続代表者選任のお願い

「共有名義の土地」や、「相続の手続きが終了していない土地」については、関係する権利者が複数いらっしゃるため、権利者の中からごなたか代表者を定めていただき、代表者を通じて事業に関するお話をさせていただきたいと考えております。

つきましては、今後の個別協議をお願いするまでに、権利者間で協議の上、共有名義の土地は「共有代表者」を、相続の手続きが終了していない土地は相続登記を行うか、「相続代表者」を選任して下さいますようお願いいたします。

各届出が必要となりますので、代表者が決まりましたら吉野区画整理課へご連絡をお願いいたします。

意見書  
※吉野第二地区の仮換地（案）について

提出者	氏名	所有者との関係 (所有者以外の方)
	住所	電話
所在地 地番	吉野町 (地番)	
所有者	1. 提出者と同じ 2. 提出者と異なる場合 所有者氏名	
○優先したい項目	該当する数字に○を記入し、具体的な内容を記入ください。	
1. 形状	(開口を△m以上確保したい等)	
2. 位置	(県道鹿児島吉野線沿いが良い等)	
3. 向き	(現状宅地の向きを維持してほしい等)	
4. 面積	(△△㎡以上確保したい等)	
5. その他		
○ご意見等ございましたらご記入ください。		
※上記の枠内のみご記入してください ※電話先：〒892-0871 鹿児島市吉野町2916番地 吉野区画整理課		
提出される場合は 令和5年6月30日（金） までにお願いたします。		

仮換地(案)	BL ロットNo.	BL ロットNo.	BL ロットNo.
受理年月日	令和 年 月 日	届出方法	持参・郵送・その他 ( )

## みなさまへのお願い

事業の進捗状況等につきましては、今後も「区画整理だより」でお知らせしてまいります。

また、次のような事項がありましたら、届出、又は申請が必要となりますので吉野区画整理課までご連絡をお願いいたします。

- 届出
  - 土地の売却や相続等により、登記名義人が変わった場合（変更後の登記簿謄本をご準備ください）
  - 分筆等を行った場合
  - 転居等により住所を変更した場合
- 申請
  - 建築行為等を行う場合

建築物・その他の工作物の**新築、増改築等を行う場合**や重量が5トンを超える物件の設置又は堆積を行う場合、土地区画整理法第76条の許可申請が必要です。その許可にあたっては、容易に移転し、又は除却し得る構造とすることや、**移転補償費の支払い額が70%以内となる等**の条件が付けられます。

## お問い合わせ先

鹿児島市建設局都市計画部  
吉野区画整理課 吉野第二地区係  
〒892-0871  
鹿児島市吉野町2916番地  
電話：099-244-4931  
FAX：099-244-2292  
E-Mail：ynoku-dai2  
@city.kagoshima.lg.jp